

# 上室賀第2ポンプ場ポンプ 更新工事

## 特記仕様書

上田市上下水道局  
浄水管理センター

## 特記仕様

### 1. 工事概要

本工事は「上室賀第2ポンプ場ポンプ更新工事」として、上田市上下水道局浄水管理センターが管轄している上室賀第2ポンプ場においてポンプ2台を更新することを目的として実施するものである。

(1) 送水ポンプ	2台
(2) 制御盤	1面
(3) 配管工事	1式
(4) 試運転調整工	1式

### 2. 機器仕様

下記の仕様を満たす機器であること。

#### (1) 送水ポンプ

##### ・ポンプ仕様

形	式：ステンレス製水中渦巻ポンプ
口	径：50mm
吐	出 量：0.125m <sup>3</sup> /min
全	揚 程：95.6m
台	数：2台

##### ・電動機仕様

形	式：キャンド
出	力：7.5kw
電	圧：3φ AC200V
周	波 数：60Hz
極	数：2
容	量：1380ml
始	動 方 式：直入

##### ・付属品

水中ケーブル	10m×2本（1本/水中ポンプ1台）
連成計	2台
台板	2台
自動空気抜き弁	2台

#### (2) ポンプ制御盤

##### ・鋼板製屋内閉鎖自立形

外形寸法：W550×D400×H1750程度

数 量 : 1 面

※1 : 制御盤には、シーケンス設計費・盤内資材機器・取り付け、配線を含む。

### 3. 材料仕様

#### (1) 管材

##### ・ 2F 特殊管

面 間 寸 法 : 125×150×125mm 程度

材 質 : SUS304 Sch20

口 径 : 50A

フランジ規格 : JIS10K

数 量 : 1 本

##### ・ 2F 短管

面 間 寸 法 : 1132mm 程度

材 質 : SUS304 Sch20

口 径 : 50A

フランジ規格 : JIS10K

数 量 : 1 本

##### ・ 2F 短管

面 間 寸 法 : 577mm 程度

材 質 : SUS304 Sch20

口 径 : 50A

フランジ規格 : JIS10K

数 量 : 1 本

##### ・ フランジ接合材 (ボルト・ナット・パッキン・ワッシャー)

口 径 : 50A

フランジ規格 : JIS10K

材 質 : SUS304 (絶縁仕様含む)

数 量 : 1 式

#### (2) 電材類

##### ・ ケーブル

名 称 : 600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル

種 別 等 : EM-CE 5.5 mm<sup>2</sup>-4c

数 量 : 3m

##### ・ 電線管

名 称 : 合成樹脂被覆鋼管

種 別 等 : PE 28mm

数 量 : 2m

・プルボックス

材質・仕様 : ステンレス製・防水形

寸 法 : 200×200×150mm

数 量 : 2 個

#### 4. 労務

- (1) 機械器具設置工事（既設機器類撤去，新設機器据付）
- (2) 配管工事（既設配管類撤去，新設配管類据付）
- (3) 試運転調整工（機器単体試験，通信試験 1 ループ）
- (4) 既設処分費

なお、電気工事でも電線，ケーブル類については、可能な限りエコケーブルを使用すること。

#### 5. 施工方法

- (1) 機器仕様に記載する盤の設計，製作，据付

- ① 据付工事は、あらかじめ承認を得た詳細な装置配置図及び据付基礎図に基づき、工事監督員の指示に従い試運転完了までの一切の工事を行わなければならない。
- ② 据付にあたっては、あらかじめ監督員，関連工事業者と、施行順序及び方法・工程等について詳細に十分な打合せを行い、これに基づき施行しなければならない。
- ③ 監督員の指示する重要部分については、その都度検査を受けなければならない。
- ④ 装置及び機器の据付調整，ならびに試運転調整に際しては、技術者を派遣してその指導に当たらせなければならない。
- ⑤ フランジ接合についてはボルトを規程のトルクで確実に締め付けること。

- (2) 機器仕様に記載する電気工配線工事

- ① 電線管は、各種類別に順序良く整理して配線すること。
- ② 計装用信号ケーブルは、動力ケーブルにより誘導障害を受けないようにすること。
- ③ 電線管，ダクト，ラック類は構造体に堅固に固定すること。
- ④ 機器への接続は、原則として 2 種金属製可とう電線管を用いて接続すること。
- ⑤ ケーブルの末端においては、原則として圧着端子を用いて接続すること。
- ⑥ 電線管，ダクト等の内部には、塵埃，水等が浸入しないように施行すること。
- ⑦ 接地は、電氣的，機械的に完全に連絡して規格値を満足するように施行すること。

- (3) 試運転調整工

- ① ポンプの運転方式は、配水池の水位による自動運転を原則とし、何らかの原因により水位信号がダウンした場合には自動でフロート信号による運転に切り替わるよう整備する。  
また、ポンプの制御や運転状態など各種信号を伝送装置を介して染屋浄水場の監視システムにて監視できていることを確認する。

## 6. 注意事項

- (1) 施工時は仕切弁等の操作も必要となるため、実施時期・時間については事前に十分に協議を行うこと。
- (2) 受注者は、監督員の指示のもと、細部にわたり良心的かつ高度な技術を持って設計、製作、据付等にあたり、新設装置の据付において些かの支障も生じさせないようにすること。
- (3) 請負者は、本工事着工にあたり関連業者と充分なる事前協議を行い、工事進捗に支障がないようにすること。
- (4) 本工事に使用する機器は、JIS,JEC,JEM 各規格に準拠するものとし、所定の試験を実施して効率等に関する周密な検査を行い、規格に適合することを確認した上で出荷するものとする。
- (5) 本工事に使用する機器、器具の定格周波数はすべて 60Hz とする。
- (6) 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は一切請負者において負担するものとする。
- (7) 各機器の付属品、予備品については、本仕様書に明記なくとも運転保守上で必要なものは納入すること。
- (8) 本仕様書に記載されている仕様数値については参考値として示したものであるため、製作設計に際しては充分検討して適正な値を採用すること。
- (9) 本項の記述により請負金額が大きく変更するような指示を監督員が行うことなく本記述を怠り、また請負者の設計・施工の不具合に起因して当該浄水場の運用に重大な支障をきたす場合においては、無償で交換、改修を命ずることがある。

# 施工条件

## 1. 工程関係

(1) 工期は、雨天・休日等を見込み、契約日から令和8年9月30日（水）までとする。  
また、休日には日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を  
含んでいる。

### (2) 工事を施工しない日及び時間帯

ア 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8月13日～16日）、  
年末年始（12月29日～1月3日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合  
は、この限りでない。

イ 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後6時から午前8時までとする。  
ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾  
を得た場合は、この限りでない。

### (3) 週休2日工事（月単位）

- 対象外工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事ではありません。
- 対象工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事です。
- ① 月単位の週休2日（4週8休以上）となるように現場閉所等を設定し、施工計画書に記載  
すること。月ごとの現場閉所等の設定日数は、暦上の土・日曜日の合計日数以上とする。
- ② 施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。
- ③ 施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得るこ  
と。
- ④ 掲示板を作成し、週休2日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示するこ  
と。
- ⑤ 現場閉所等の実施状況で、月単位の週休2日の現場閉所率等が28.5%に満たない場合は、  
補正分が変更されるとともに、工事成績評定において評価されないのに注意すること。
- ⑥ 週休2日工事の実施に当たっては、「上田市週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考

### (4) 余裕期間制度（フレックス方式）

- 対象外工事 本工事は、フレックス工期の対象工事ではありません。
- 対象工事 本工事は、フレックス工期の対象工事です。

工事開始期限日	令和 年 月 日
工事完成期限日	令和 年 月 日

- ① 契約締結日から工事開始期限日までの任意の日を工事開始日として設定し、工事完成期限  
日までの任意の日を工事完成日として設定すること。ただし、余裕期間及び実工期の設定  
に伴う積算上の割増は行わないので注意すること。

「余裕期間」＝契約締結日から工事開始日の前日まで

「実工期」＝実際の施工に必要な受注者が設定した工期で、工事開始日から工事完成日まで

- ② 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、余裕期間中は、配置を要しない。
- ③ 余裕期間中に測量、資機材の搬入及び仮設物の設置その他工事に相当する行為は行わないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配はできるものとする。
- ④ 余裕期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任で行う。
- ⑤ 建設工事請負契約書及び工程表に記載する工期は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。
- ⑥ 契約保証に係る期間は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。
- ⑦ 契約時に「工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届」を提出し、余裕期間中に変更があった場合は、発注者と協議の上、変更すること。ただし、全体工期を変更する場合は、変更契約を締結すること。
- ⑧ 契約締結後 10 日以内に工事实績情報システム（CORINS）に登録すること。なお、基本情報の契約工期は全体工期とし、契約データの実工期及び技術者データの技術者従事期間は実工期とする。
- ⑨ フレックス工期の実施に当たっては、「上田市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）実施要領」に基づき行うこと。

## 2. 施工計画

- (1) 受注者は、設計図書、「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、「水道施設設計指針・維持管理指針」当特記仕様書及び現場条件等を考慮して、工事全体の進め方、施工、品質、管理方法等を定めた施工計画書を速やかに作成して提出すること。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成して提出すること。

## 3. 周辺環境保全関係

- (1) 施行箇所がポンプ場施設内であるため衛生管理には十分に注意して、油類等の漏れが無いように対策を講じて施行すること。また、工事に伴う騒音・振動・粉塵等に十分に配慮すること。
- (2) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
- (3) 現場発生土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。  
なお、一般道が当該工事による原因で汚れた場合には、請負者の責任において処理すること。
- (4) 過積載防止関係
  - 1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 2) 過積載を行っている資材業者から資材を購入しないこと。
  - 3) 資材等の過積載を防止するため、発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- 4) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 5) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 6) 過積載車両等が確認された場合には、速やかに改善を行うとともに監督員（担当者）に対してその内容を報告すること。

#### 4. 安全対策関係

- (1) 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練教育等について、工事着手後、原則として作業全員の参加により、工事期間中、月あたり半日以上時間を割り当てて、安全・訓練等の教育または、周知徹底を実施するものとする。
- (2) 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成して、監督員（担当者）に提出すること。
- (3) 安全訓練等の実施状況を工事報告に記録して報告するものとする。
- (4) 受注者は工事の施工にあたり、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、道路占用許可及び道路使用許可等の条件に基づき、公衆災害の防止に努めなければならない。
- (5) 工事現場内は危険防止のため、平常から防災設備を整備するとともに気象予報等について十分注意し、常に万全の措置を講じられるように準備しなければならない。

#### 5. 労働福祉の改善等について

- (1) 労働者の確保を図ること並びに、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

#### 6. 産業廃棄物関係

- (1) 産業廃棄物は関係法令に基づき適正に処理し、必要に応じて関係書類を提出すること。
- (2) マニフェストについては、廃棄物ごとに処理数量を集計してマニフェストA票，B2票，D+E表の写しを提出すること。
- (3) 建設リサイクル法関係書類を着工前に提出すること。

#### 7. コリンズ（CORINS）の登録について

- (1) 受注者は受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正に工事実績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 8. 受注者の希望により実施する内容の確認について

- (1) 受注者は請負金額1,500万円以上の工事（以下、「対象工事」という。）について、以下の項目を受注者の希望により実施することができるものとする。なお、対象工事の金額未済であっても、受注者が希望する場合は、受発注者協議により対象とすることができる。希望する場合は、工事請負契約締結後、別紙『電子納品実施(希望)調書』を監督員へ提出すること。
- (2) 電子納品の実施にあたっては、長野県が適用する「電子納品に係る実施要領」に準拠することとし、試行的な運用として実施を希望できるものとする。  
受注者が電子納品を希望する場合は、対象書類やファイル形式、データバックアップ体制、コンピュータウィルス対策方法等について、工事着手時に監督員と協議することとし、対象書類はCD-RもしくはDVD-Rに記録して提出すること。

#### 9. その他

- (1) 本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、担当者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 火災保険等について  
受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書の定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他保険に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、現場着手前に監督員に提出する。（建設工事請負契約書第58条より）
- (3) 法定外労災保険の付保  
本工事において、受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。  
また、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提出することとする。
- (4) 変更請負額について  
設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。  
$$\text{変更請負額} = \text{変更設計額} \times (\text{請負額} / \text{設計額}) \quad (1\text{万円未満切り捨て})$$
- (5) 熱中症  
夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

#### 10 その他の注意事項

- (1) 着工前に、近接する他工事関係者・地下埋設事業者・公共交通機関等と協議をすること。他工事(下水道工事等)が同時に行われる場合は、安全管理・工程管理・防犯・技術協力等、綿密な連携のもと施工する。情報管路・NTT管路・ガス管及び下水道管等の周辺を掘削する場合は、人力にて先掘確認すること。
- (2) 近接する土地所有者に対して、境界・工作物等について確認すること。近隣住民、商業者に対しては工事概要について適切に説明し、理解を得ながら施工する。

- (3) 通行制限については道路管理者及び警察署と十分な協議を行い、指示に従って実施すること。交通管理(歩行者・車両)には十分に配慮し、第3者災害の防止に万全を期すこと。また、車両通行止め及び全面通行止めを行う場合は迂回路看板等を配置し、一般交通への影響を最小限にすること。
- (4) 『建設工事公衆災害防止対策要綱』を十分把握し、事故防止に配慮すること。管破損等事故や第3者災害・労働災害・人身・物損等の事故が発生した場合は、応急処置を行い、速やかに発注者へ連絡すること。以後、発注担当課長へ事故報告書を提出し、再発防止策等を講じること。その間、二次災害を防止するための措置を除き発注者の指示があるまで工事の再開はできない。
- (5) 守秘義務
- 受注者は、本工事で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 1 貸与された資料のうち氏名等の個人情報が含まれるものを複写した場合は、工事終了時に細密裁断等により、第3者が復元できない方法で確実に処分しなければならない。
  - 2 本工事で貸与された資料を、本工事以外の目的に使用してはならない。

# 一般仕様

## 1. 目的及び施行範囲

本工事の受注者（以下、乙という）は、発注者（以下、甲という）監督員（担当者）の指示及び設計図書に従い、上室賀第2ポンプ場ポンプ更新工事として、送水ポンプを更新するものである。

## 2. 疑義

工事設計図書の内容について疑義が生じた場合には甲乙で協議をし、甲の指示に従うものとする。

なお、工事の施行上必要があれば実施施工図を提出し、甲の承認を得て変更することができる。

また、乙は設計書・仕様書に明記されていなくても、法規上・施工上または目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、監督員と協議の上、決定する。

## 3. 法令及び条例等の適用

本工事の施工に際しては、下記の関係法令及び規定に則り施工することとする。

- (1) 水道法
- (2) 計量法
- (3) 地方公営企業法
- (4) 建設業法
- (5) 電気・電気通信事業法
- (6) 電気工事士法
- (7) 電気事業法
- (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (9) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 労働基準法
- (12) 労働者災害補償保険法
- (13) 道路交通法
- (14) 公害対策基本法
- (15) 水質汚濁防止法
- (16) 騒音規制法
- (17) 建築基準法
- (18) 建築士法
- (19) 建設業法
- (20) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (21) エネルギー使用の合理化に関する法律
- (22) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (23) 国等による環境物品等の調達の推移等に関する法律
- (24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (25) 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (26) 大気汚染防止法
- (27) 石綿障害予防規則
- (28) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (29) 下水道法
- (30) 消防法
- (31) 上田市建設工事入札制度合理化対策要綱
- (32) 上田市建設工事の入札及び契約に係る事務処理に関する規程
- (33) 上田市契約に関する暴力団等排除措置要綱
- (34) 上田市環境基本条例
- (35) 上田市公害防止条例
- (36) 上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (37) 上田市財務規則
- (38) 上田市上下水道局水道工事標準仕様書
- (39) その他関係法令、条例

#### 4. 適用規格・基準

本工事の施工に際しては、下記の関係規格及び基準に則り施工することとする。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 日本水道協会規格 (JWWA)
- (3) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (4) 電気学会規格調査会標準規格 (JEC)
- (5) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
- (6) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (7) 水道施設設計指針・維持管理指針 (日本水道協会)
- (8) (解説) 電気設備の技術基準 (経済産業省資源エネルギー庁)
- (9) 機械設備工事共通仕様書 (国土交通大臣官房長官庁営繕部)
- (10) 電気設備工事共通仕様書 (国土交通大臣官房長官庁営繕部)
- (11) 電気設備工事施行管理指針 (国土交通大臣官房長官庁営繕部)
- (12) 電気・機械設備工事共通仕様書 (国土交通省監修、公共建築協会)
- (13) 建築工事共通仕様書 (国土交通省監修、公共建築協会)
- (14) 土木工事共通仕様書・土木工事施行管理基準 (長野県土木部)
- (15) 土木工事安全施工技術指針 (長野県土木部)
- (16) 上田市上下水道局水道工事標準仕様書
- (17) 水道施設の技術的基準を定める省令
- (18) 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱
- (19) その他関係規格・基準

## 5. 積算

本設計書は、令和7年度の厚生労働省歩掛を基準として、積算単価については令和7年度1月1日適用である。また、物価の変動による資材費の変更は単品スライド条項を運用する。機器費、特殊資材については、見積単価を採用している。

また、経費の積算においては、国土交通省の国庫補助歩掛基準により、機器費を購入費扱いとして共通仮設費の対象となる直接工事費には含めないものとする。

なお、機器設置等に係る歩掛は、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表-ポンプ場、処理場施設」令和7年度を適用している。

## 6. 事務手続き

乙は、本工事の施工にあたり関係官公庁等に対して必要な一切の事務手続きは、乙の責任において速やかに処理し、その旨を甲に報告するものとする。なお、これに必要な費用は乙の負担とする。

## 7. 主任技術者

乙は、本工事契約後一週間以内に主任技術者及び現場代理人を定め、甲に届けることとする。

現場代理人は必要に応じて工事現場に常駐し、現場管理の一切の事項を処理し、類似工事の実務経験を有するものとする。

主任技術者は技術的専門知識を有し、類似工事の主任技術者としての実務経験を有するものとする。

## 8. 提出図書

乙は次の工事関係図書類を提出すること。

(1) 乙は、下記の書類及び承認図を提出し、甲の承認を受けた後に機器の発注をすること。

- 1) 施工計画書
- 2) 機器外形寸法
- 3) 機器仕様・電気器具仕様・明細書
- 4) 機器据付・電気器具取付・施工図
- 5) 配管図・配線図

(2) 乙は工事完了後、維持管理に必要な下記の竣工図を甲に対して提出することとする。

- 1) 機器試験成績表
- 2) 構成図
- 3) 機器据付・電気器具仕様・完成図
- 4) 配管接続図・電気配線接続図
- 5) 機器・器具取扱説明書
- 6) 工事写真
- 7) 試運転結果書
- 8) その他必要と認めるもの

## 9. 資材検収

本工事に使用する機器は監督員（担当者）が製品検査を行い、合格と認めたものを使用すること。機器及び資材は工事検査受け渡しまで乙の保管管理責任によるものとする。

## 10. 総合試運転

乙は工事完了後に試運転を実施し、甲が各機器の機能を十分発揮していると認められるまで調整を行うものとする。

## 11. 竣工検査

本工事の検査は甲が定める規程により行い、中間及び竣工検査を実施することとする。

検査には現場代理人、主任技術者または監理技術者が必ず立会い、検査に必要な体制を整えること。

検査に合格しない場合は、監督員の指示に従い、指摘箇所について改造または再施工し、再検査を受け、合格しなければならない。

## 12. 保証期間

本工事における機器類の保証期間は竣工検査合格後2ヶ年とする。

保証期間中の乙の責任に帰すべき原因（機器の不良）による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換することとする。